

## 1977/年第9/回宜野湾市議会(常務委員)會議録

1. 9月13日(第6日) 午前10時9分開議  
午後3時20分散会

2. 出席議員(21名)

1番 伊 佐 徳次郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 福 福 仁 正
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安次富 盛 信	12番 崎 間 正 篤
13番 鹿 原 盛 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大 川 昇
19番 <del>比 嘉 義 定</del>	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古 波 蔵 清 次郎

3. 欠席議員(1名)

19番 比嘉 義 定

4. 議事説明員

市 長 崎 間 徳一郎	副 役 沢 崎 安 一
収入 役 沢 藤 好 永	総務課長 多和田 真 一
住民課長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税務課長 古 波 蔵 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商工観光課長 鹿 原 盛 真	都市課長 新 垣 信 宗
建設課長 高 宮 城 昇	消防長 大 城 仁 幸
固定資産課長 武 島 正 孝	

宜野湾市議会

水道部長 ~~仲村春雄~~  
会計課長 ~~天久一夫~~

営業課長 ~~奥根将弘~~  
工務課長 ~~金城健栄~~

5. 事務局出席者

事務局長 末吉 健 男      庶務係長 照 屋 毅  
議事係長 島 袋 真 由      書 記 仲 村 春 夫  
書 記 比 嘉 定 治

6. 議事日程(第 6 号)      1971 年 9 月 13 日(月 曜)

日程第 1
議事第 65 号 1970 年度宜野湾市養鰻研究 セコク一特別会計予算
日程第 2
日程第 3
日程第 4

議 長

次会列第91回宜野湾市議会臨時会第6  
日目の本会議を開きます。(午前10時9分)

議 長

日程第1. 議案第05号 1972年度宜野湾市養  
魚研究会の特別会計予算を所収議題と  
いたします。

本案に対する質疑を許します。

議 長

休憩いたします。(午前10時10分)

再開いたします。(午前10時12分)

記 者

農林課長にお尋ねいたします。土地の償還  
協定の件、保証人の件についてお伺い  
いたします。保証人の件はこれより委託生  
産がら受けておられるか。

農林課長

お答えいたします。富浜義雄からです。

記 者

借主がら保証人になるかという点です。

農林課長

お答え。

12 着

いわけの民法上の保証人というものは、我々  
も普通理解しているところでは、  
非常に不愉快な負担義務が生じている  
ところである。当時の民法上の保証人  
としての義務を負担するところでは、  
理解し得ないところである。

農林課長

当時の民法上の保証人というものは、  
非常に不愉快な負担義務が生じている  
ところである。

12 着

保証人というものは、当時の民法上の保証人  
というものは、非常に不愉快な負担義務  
が生じているところである。当時の民法  
上の保証人としての義務を負担する  
ところでは、理解し得ないところである。

農林課長

当時の民法上の保証人というものは、  
非常に不愉快な負担義務が生じている  
ところである。当時の民法上の保証人  
としての義務を負担するところでは、  
理解し得ないところである。

12 着

民法上の保証人というものは、  
非常に不愉快な負担義務が生じている  
ところである。当時の民法上の保証人  
としての義務を負担するところでは、  
理解し得ないところである。

これに確証を得たという事は、いかに地主と  
いかに地主の兼味で保証人という事は明解  
してある。と言つたのは、もしも借主が債  
権料の地代義務を負つた場合は、い  
かに不履行した場合に、一財手裏がら  
も取れる。迷惑をかけない。一財手裏がら  
も取れるという事は明解してある  
のである。と云うのである。

農林課長  
の答へ。

以 着

はい、さうおっしゃる通り。  
御覧の如く、前回は契約書に保  
証人として明記されておりましたが、先月の農  
林課長の御用件に内容からして質問の  
通り、前回は、当時保証人というものは  
ごらんの方の明解にしておりである。

并 身

お尋ねの通り、今先、農林課長が答  
へて通りであるが、この当時、地主と  
借主の間で、ある時期において、即ち各  
地主を問はず、前と同じような事が  
行なわれ、借主の立場を味して、地主の  
利益を味つたから、この意味で地主の側  
に有利な説得があったと思つたが、この  
意味で、一財は保証人という事、この5年

同じでなければ地主に借賃借せよとある場合、  
貸主の場合には貸主がする。或は5年同  
期を以て遷りするにせよ然るに一応は左の契  
約の成立のハモリで入った款でございす。  
左の当時も民法上の義務の負担は生じ  
ないからと云ふことは即ちと当時語らるる款  
でございす。これに於いても地主を擁護  
するにせよ、借賃を負わすにせよ考  
え方と立居るの意味はございす。款でござ  
いす。

12 番

此の款の時、民法上の保證人の義  
務を負担するにせよは、当時理解してお  
いたからと云ふ契約には関係はあつたに  
せよ然るに理解してゐてあつた。

13 番

当然でございす。

14 番

以上です。

15 番

此の款の疑と関連して、質疑を行な  
うにせよ。昨日、お話ししてあつた、借賃  
借契約の中が、民法上の借賃の款の中  
内容がらしてあつた。左の当時は、左の  
七、民法上の責任を負つてゐるにせよ、

おまうでございませうが、この僑留借契約の内容  
から見て、どこに於ける民法に抵触され  
たという解釈がなされたかとおぼし。

(解釈不能) 当時は、このように考えれば契約、或  
は保証に入つたという事はなされたかと思  
はれるが、この条文から見て、この契約の内容から  
見てどこに於ける解釈がなされたか、保証  
に入つた民法の適用を続けたいという条項  
がどこに於ける解釈のみに契約書の字に於  
てなされたかと思ふ。当時のように考えれば  
契約はこれに拘束されたいという事は  
民法の拘束をうけるかと思ふ。市販の先物の高  
が当時の高に於ける解釈がなされたか  
この契約はこれに拘束されたいという事  
解釈を私、市販がなされたかと思ふ  
この、感じるところで、事業がなされたか  
が、又、なされたかと思ふこの条文の  
民法の拘束をうけるかと思ふ。その  
おまうでございませう。

弁 論

おまうでございませう。債権がなされた当時と  
保証に入つた場合に、この文章を解釈する  
前に、先担当課と即決と一筆に列して  
1. 債務負担はなされたかと思ふ  
2. 債権がなされたかと思ふ  
地主権譲渡の意味で保証に入つたかと思  
はれる。以上、憲法上の違反はな  
されたかと思ふ。



解釈にそのときは、その当時はその方考の方  
に入ると認めざるを得ない。

4 番

考の方と同題にて、実際保証人として  
行つておられる方が、その行為は弁済は、おし  
ていふ言明の時に保証の責任は負われない  
といふ言明が言明がなされた方が、同題に  
おりのことだ。

5 番

その行為で契約しておられる。

4 番

行為は行つておられる。したがって、その保証人  
としておられる。その契約の目的内容は、既に契約  
力は満ちておられる。おそれおいておられる  
おそれおいておられる保証人としておられる。お  
保証人としておられると認めざるを得ないといふ  
も考へておられることだ。

5 番

民法は列挙と知りおられる。おそれ  
当時のお保証人に入るとお認めおられる。お  
しるも債務を負われないといふ考へ方だ。

4 番

おそれ、その契約自体はごりごりだ。お保証  
人はごりごりおられる。

第 三

債務を免れたい方では保証人入  
に訴えておられる。

4 着

現実のところでは、現在はこれだけ  
ありおられる。業種も変わって  
いる。これは地主の困窮が又出て  
くると思われ。

第 三

十分の検討はしていただくと思  
います。

4 着

皆様がご存知、同じ重なる問題が  
ある。これは調査してあるところ  
では、その時点で既に1ヶ月ほど  
おられる。10ヶ月ほどおられる。  
そこで、地主の  
方の前提もその保証人として  
貸付保証人の方で貸付個人は  
保証人として、その保証人が  
保証人としておられる。貸付  
保証人としておられる。当然  
保証人の場合は、貸付保証人  
としておられる。そこで、  
保証人、これはおられる。法  
律上からこの保証人として  
貸付保証人としておられる。何  
れにしても、保証人の地主は  
保証人としておられる。

滞り申し読みの之れはとう思つておりましたが、  
もう一回確認いたしました方が、弁解は、この契約  
書は有効だと認められるが、効力はこれ認  
められるが。

弁 解  
これに對しては、當然成立の方で。

付 着  
一也、弁解の方で、弁解の意思で。

弁 解  
おしりでも立原保証人という方がおられる。

付 着  
一也、この契約書はご存知、有効と認められ  
ます。

弁 解  
償還契約の有効と認められる。

付 着  
おしりでもおしりでもおしりでも。

弁 解  
おしりでも、その償還の契約の通り。

( 知 語 の 案 言 列 )

議 表

私語を禁じたり。

4 番

従つてもこの貸貸契約書をおとしい見せられ  
た。初めに内容においても問題がなかつた  
と云つたが、法で禁止された個人に於いて  
保証人になることはできない。この条項の中  
に保証人に入つておられること自体が単なる立  
会人に入つたのがどうして保証人になるとい  
ふかの問題でござりますが、しかしこの貸貸  
契約書は有効であるがどうもこの解釈を  
どうお困らして思へたり。

年 取

当時、この契約書の保証人に入つた場合は、  
おとしい立会保証人という意味で...

4 番

い。この立会保証人という文句が列挙

議 表

私語を禁じたり。

4 番

立会保証人という文句一つも書かれておらず  
も、おとしいがどうもこの解釈がどうなるか。  
解釈がどうもおとしい。この立会保証人  
という文句が載つておらず、それがどうも

せらる。決議を執行しておられる。この内容におい  
ての市の権限研究を以て一用他の目的をもつ  
ておられる。これは地主を代表するもの質貨物  
としておられる。非常の議定として問題  
が本質におられる。市員が署名が本質  
としておられる。慣例を終りませる。

### 8 着

市員。このことが頼むところ。

市員。立会人とか、或は契約を結ぶことが市  
員にせよと保証人の間に印鑑を押して  
おられる。この印鑑を以ておられる場合にこれ  
と全く違つた文章。違つた文章を以て印  
鑑を押しておられる。今、市員が署名が  
ある。何か地主が市員に対しておられる。市  
員は絶対保証人。どこのことがおられる。市  
員は補償を取りおられる。或は、市員は  
けいし監理としておられる。用としておられる。  
もしどこのことがおられる。これは、市員  
市員が署名がおられる。最初のお約束は  
どこの契約内容ではおられる。どこの  
間に契約の内容が異なるおられる。どこの  
でおられる。市員が署名がおられる。市  
員が署名が。印鑑を押すおられる。同  
い内容。内容が同じおられる。当然にお約束  
の内容が異なる義務が発生おられる。負担が  
発生おられる。当然におられる。市員、市  
員を以ておられる。市員が署名が  
同じ内容のおられる。市員が署名が



めで、当時の時役と語らるるが、当時のあし  
でも、主係保証という意味で入った款で  
ござります。

8 番

意味はどうかとあれ、これは保証人であら  
は、軽ります。

1 番

収入役にお尋ねござります。先だつての議  
会で、前年度金8,000ドルはCODという  
年でござりますたが、間違ひござりますたか。

収入役

間違ひありません。

1 番

CODという取引はどのような状態の取引  
でござりますか、取引でござります説明を願ひ  
ござります。

収入役

前年度の借入に對して、答年通り  
ござります。送金金融機関の支店  
の方から、貸付に用ひた額に  
對して、前年度の借入に對して、  
取引相手方が確保である場合に、  
取引方法として使われていた  
とござります。

1. 着

私が現代用語の辞典から調べた場合  
は、CODというものは現品受取りによる現  
屋と受取の間のことをいふのが、そのと  
違ふのが、品物を受けてから代金を受取の  
間の間にあるのが、全然と、収入役と  
着金と私の解釈とは相反している部  
分がある。

収入役

これはそのこと、事前送金と申すのは、  
相手の取引者が確実である、送金された  
とてその送金の裏付けによって品物の輸出  
がなされるというところの現屋を、誤って着金と  
いふのが、その間、デリバリーというので、現  
金送金制度という解釈に一致してあります。

1. 着

これはどうですか、その間のことですか。

収入役

前中へ付加するが、CODのTTと言へば、  
電信送金。

1. 着

これはどうですか。

1 審

富津市の1971年度に、市の嘱託員として、  
水戸市より招聘された。その業務の範囲、嘱託員  
としての任命期間、およびその嘱託員の期間、何年  
何月何日から何年何月までである。

農林課長

回答は次の通り。期間は10月1日から11月  
31日までである。

1 審

市の質問に全部答へられた。

市 長

回答は次の通り。当時の市長は、本市の  
宜野湾市民に、7月1日、誰と知り、市人として  
富津の市長の専門家を、その立場から、今  
後、本市の取組む。或いは、その専門家を、  
養育に、本市の市長に、対する、指導を、  
いう、ことが、できる。

1 審

職務の内容は、市の職員的身分、責任を  
持つ。市の嘱託員として、琉球貿易、  
の取組む。また、また、また、また、  
の取組む。また、また、また、また、  
の取組む。また、また、また、また、

市 長

取組む、の、取組む、の、取組む、の、



市 長

囑託を以て常務の囑託に又ございませぬ  
に生活しなせぬ事らなり。かう言ふにせは、利  
益誘導を以てせは、考まらぬ命した事なごさ  
りす。

1 番

私一人の知ること、他の会社を取引さす  
りには知らず。自分の会社の役員にも  
ありはら。自分の会社と当座野澤市を代表し  
て取引さすにせは、いかにせよ、聞  
はら。せよと考まらぬ。

市 長

別に身同的は多場、かういふ  
差しつゝは限り、さういふ程度  
は上げらるゝにせは、思つて  
らるゝ。

1 番

私の日当、報酬の問題を言ふに  
人、囑託を以て、自分の会社と  
取引さすにせは、さういふ  
事なごさりす。

市 長

野澤市のために、さういふ  
進めなごさりす。

1. 審

専攻の個人が会社と取引をいたす。その結果として  
K. 親業の主任が20日3日。

市 受

取引をせしむるは考之り20日3日。特に  
漢人の30日30日技術と前野清市の習得3日  
いふ意味の囑託をせしむる。

1. 審

和の11日は、技術的の問題は11日20日  
の2人。琉球貿易の設置は11日15日。前野清  
市の囑託をせしむ。代表は11日養賢研究センター  
の取引の商行為は正しく思つて20日3日。

市 受

取引の商行為は11日。いふ11日市と4日3日  
総11日11日。情事11日11日11日11日3日。

1. 審

その日認めらる。

市 受

その日認めらる。

1. 審

次の調査委員報告の中より第11日3日  
の10日。今朝資料の今20日3日。豊林野史の  
研究は11日3日。その結果、茶渡津余を3日



1 番

当時山本と津久氏と宿野清平との関係は、どうい  
う関係にござりました。琉静貿易の代表者として山  
本とござりました。その他個人として山本とござ  
りました。依頼は、特異な事です。

農林課長

琉静貿易として山本と人としてあります。

1 番

これは、何月頃とござりました。

農林課長

全く依頼は、10月24日（火）5時30分と  
記憶しております。

1 番

11月、シラス製への購入関係は、琉静貿易と宿野  
清平との協定を話されたこととあります。あつて締結した  
のは、何月とござりました。

農林課長

シラス製とあります。

1 番

11月、シラス製への販売購入として、宿野清平と協  
定の締結は、何とござりました。記憶は、10月25  
日。その資料が、おとされたこととあります。

農林課長

大田君の協賛書

1 番

通ハコト 琉静貿易ナリ

農林課長

原料の取引の件につき協賛書は

1 番

11月 11日ナリ

農林課長

訓ハコト 10月 21日ナリ

1 番

11月 10日の養蠶研究センターの材料の受領  
入札ナリ。農林課長は本工の方の出張ナリ  
ナリ。山本さん依頼の振込。結果は、  
5月ナリ。その結果は 10月 21日 琉静貿易  
ニシテ 課長ナリ 全額 2000円 ナリ  
ナリ。

農林課長

ニシテ 私ノ記憶ナリ ナリ。ナリ時、琉静貿  
易ノ 登記ナリ 10月 21日 ナリ。琉静貿  
易ノ 代表者ニシテ 10月 21日 解決ナリ  
ナリ。課長ニシテ 12月 1日 後ナリ  
ナリ。ナリ時 私ノ 琉静貿易ノ 設立ナリ

1. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.

1. 審

2. 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.

農林課長

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.

1. 審

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.

農林課長

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20.

1 春

≒小口 24月間も2571 107973. ≒554  
依頼をうけ、≒554の依頼をのりたす300. 山本に  
又15月1日. 1-25421-12. 554730. 554  
指選をうけ、≒554. 山本に2571 107973.

農林課長

山本に2571 107973. 1-25421-12  
に554730. 2571 107973. 1-25421-12  
≒554730. 2571 107973. 1-25421-12  
後、領収証を受理するに2571 107973. 領  
収証を受理した額をありする。

1 春

山本に2571 107973. ≒554730. 2571 107973.  
0. 彼の所持した112額を70. 押解した1  
112額を70.

農林課長

111. ≒小口 24月間も2571 107973. ≒554  
731. 後、領収証を受理するに2571 107973. 領  
収証を受理した額をありする。  
111. ≒小口 24月間も2571 107973. ≒554  
731. 後、領収証を受理するに2571 107973. 領  
収証を受理した額をありする。  
111. ≒小口 24月間も2571 107973. ≒554  
731. 後、領収証を受理するに2571 107973. 領  
収証を受理した額をありする。  
111. ≒小口 24月間も2571 107973. ≒554  
731. 後、領収証を受理するに2571 107973. 領  
収証を受理した額をありする。

／ 審

不承りかきけは日だしい不承り市公金を  
次に唯査告報者の中最後ページの4ページに  
了。土地賃貸借契約の付、常設の養老人場  
敷地の賃貸の付、官野済市公の契約の保証人の  
なるに付すこと事案の付、同一に付す。  
今不承り多の議事の方から質問されたりするが  
答復する。  
不承り今不承りの答付は、主合人の保証人、此と  
いう答付をくり返すに付たりする。保証人の責任  
を付すに付、おじに付たりする。

不 答

不答に付たり、我々の保証人という場合に  
は、私的の考に付たり。債務負担を  
負うものと、買付に付たり。思ひする。  
おじに付たり、思ひに付たり。

／ 審

不承り契約の考は、債務関係の付に付たりするが  
将来に付たり、契約の考に付たりする。

不 答

相手の不履行に付たり。付たり。思ひする。  
思ひする。我々の付たり。不履行に  
付たり。地主の側に付たり。主合人の付たり。  
入付に付たり。思ひする。

1. 春

立今人々いふ事

市 長

日 日

1. 春

立今人々いふ事 証状は之を以てせしむる事

証状を以てす

これは立今人々いふ事 証状を以てす。借借人の  
同意の所が立今人々いふ事 証状を以てすと思ふ人々  
は、契約書の中からは一人も見出せしむる事  
いふ事

市 長

之を以てしむる事 我々も以てす 民権的 之を以て  
先を以てしむる事 之を以てす 之を以てす 之を以てす  
之を以てす 之を以てす 之を以てす 之を以てす  
之を以てす 之を以てす 之を以てす 之を以てす

1. 春

立今人々いふ事 証状は之を以てせしむる事  
立今人々いふ事 証状は之を以てせしむる事

わが国への債権者と保証人の間に保証人がい  
 の合意がなされ、書面で作成又は保証文書の訂裁  
 の必要はない。この二つは文獻に記されてい  
 たりする。この保証人の解釈については、た  
 りの意義がなされ、思ふ人たる。私にはこれ  
 も保証人は債権保証人である。この契約はこれ  
 可称に考へたり。諸令はこれ債権契約の  
 前科法年長に保証人は認めらるゝといふ  
 たり。これに約千の保証人は認めらるゝといふ  
 保証人はこれに約千といふ可称に考へたり  
 たり。全然認めらるゝといふといふ。これに  
 約考へたり。

市 長

債権保証をすといふ意味は入つたはり  
 のなりといふことなり。

／ 審

この理持のつくりは、いかに問題  
 が発生し、その裁判の結果は解りませ  
 ん。そのうち保証人の独立はあり、これに  
 主たる債権人、債権人の意図の問題は  
 思ふ人たる。そのうちこれに考へたり。

市 長

このうちこれに考へたり。当時、債  
 権保証の都合は、当時、私達の民権の  
 といふ。そのうちこれに考へたり。この債  
 権保証は、このうちこれに考へたり。

本日の議案は、私学に課税するに  
意味があるか、入った課税に  
なる。

／ 齋

本日は、理時案にも  
なる。

市 長

我々も入った  
なる。

／ 齋

私の質問に答  
なる。

市 長

本日は、地産の  
なる。

／ 齋

本日は、答  
なる。

11 春

二ヶ春轉セケル問題に於ては、bは道  
 庁所在地の他地域に於ても、色々と取  
 り違ひが有る。特に市民の間には、この  
 事業に於ける色々の疑念もございませう。従つて  
 二ヶ春問題に於ては、議令に於いては、何れ  
 にも納得のゆく形、或は十分理解に於ては  
 二ヶ春問題の進められざるに於ては、可成り  
 私考を有する。特に私自身初め個人的に  
 も公人としても議令に於いては、是れ二ヶ春問題  
 に於いては、悔むに違はざるに於ては、さう  
 考へて強く主張する。一筆に於ける問題に  
 於いては、私自身は参りたが、私自身も、私  
 の個人の見解、或は公人としての意見を全く  
 無視して強硬のやり方を、しかもその結果  
 果を招いたというふうな私自身も、遺憾  
 を感じ、是れを残念に思つて居る。従つて  
 二ヶ春問題に於いては、審議する態度  
 を私自身も、是れを有する。是れは、さう  
 望んで居る。何れも、何れも、自信  
 をもたせざるに於ては、答へるべきで、同時に  
 二ヶ春から事業計画、予算その他資料に於  
 いては、全く一貫性の無い立場の資料を  
 提出する。二ヶ春自身も、何れも、二ヶ春自身も  
 資料を答へ、何れも、何れも、取り扱  
 った方が、何れも、何れも、進められ  
 全く私自信決断すべきに於ては、是れを  
 二ヶ春の中からは、二ヶ春自身も、二ヶ春  
 自身も、二ヶ春自身も、二ヶ春自身も、二ヶ春











目をどうにか市会に改訂しようとするかという  
標の本、賛同をかります。

### 市会

市会としての保証人を入らざるや、或いは個人  
なり。やういう意味を大々いさぐいさいう考文  
をきいておきます。

### 11 番

やうなと、市制に對して法的な責任を負わさ  
せようとするのはすべからざるが、借借人はそれ  
は承知しておられますが、老練からいうと、保証  
人といふことを十分兩者借借人、借借人の契約  
の上で段階的理解をしておくと、やういふふう  
にいさぐいさ認められるならば、今の市会に  
ては考文に示すか、私に任せんか、もし  
の条文上はすべからず、決して考文にはすべ  
からざる。もしや、地主側は市が斡旋を1人  
人だから、あつても最後は市の責任を負わ  
す。責任を負うならば、貸借といふ保証人  
考文が私に示す人にならぬかといふふう  
考文すべからず。今市会が考文といふ保証人  
保証人をかりせようとするのは、考文といふ保証  
人といふこと、それは十分可能であるか  
いふこと。

### 市会

やうなと、或は政治違反とか邑人の問題から考  
文に、案内、余りか、といふ問題を、地主に、

話し合ひたい、はやくやうにしようか。かて  
契約の内容をたいし思つておろす。

// 番

市長の考案のりは、その契約をかててい  
うやうの形にせよ、おろす。=市の一体のつ  
てにその契約書をかててせよとせよ。

市長

一市から高滝水産の株式会社かててい  
義理をせよ。市のなかりやせんか。一市の責任  
をとり相手は、その会社をせよといふ。か  
てて一市問う、会社の名義変更せよ。一市今  
たの高滝水産の名義変更授けよ。問うの代表者  
と話し合ひたいとせよ。

// 番

=市の市長の連名の市政協会の組織と違反  
をわかたせんとせよ。市長を認めよ。か  
当然市長の両者かてて市政協、市長の契約  
の保証人かててせよ。市政協をわか  
ててせよ。随つて違反かててせよ。=市  
の市長の連名の市長の業者に私に提示  
してよ。市長とせよ。市長の考案のりは、  
かててい。

市長

やうにしようの話し合ひたい。おろす。今  
契約をかててい。納得せよ。市長の地主と相





が、先づこの点は、全額考案のりせんの。

### 市長

毎人も申し上げよう通り、民法上のことは、よく知らなければ、私達の場合は、あつても主金保証のあり、その考案のりせんの。特に債権を譲るならば、甲乙の契約のりせんの。乙が支払うべきが、その場合は、その債権を譲るという文章が、必ずある。或いは連帯保証人が、この問題、実際にその債権を保証する場合、必ず条件に、取り込めるように、いふ、浅いから考案のりせんの。或いは、この意味、先程民法的に、そのりせんの、特長、そのりせんの、主金保証、よく、そのりせんの、危険と、貸借人、そのりせんの、場合は、そのりせんの、困る人、そのりせんの、地、そのりせんの、取、そのりせんの、入、そのりせんの、す。

### // 番

私の民法の問題、このりせんの、或、そのりせんの、損失、そのりせんの、どう、そのりせんの、債権を、債権人が、債権を、そのりせんの、取、そのりせんの、今、そのりせんの、債権人、そのりせんの、貸借人、そのりせんの、権利を、行、そのりせんの、相手、そのりせんの、手、そのりせんの、考、そのりせんの、入、そのりせんの、



市 長

市の委託中の場合は、市の指示に即座して  
行う地主に対しての話し合いは、思っています。

// 審

1つは、市長は債権人に対して損害を被  
る場合、その保証は全然用知し、とい  
う考え方が多いと聞かされた。その辺に  
ついて、本件は、その法的なところから、考  
えたい。民法上の責任があるといふこと  
は、私の論議を今している人にもよくわか  
る。市の責任をもち、貴方がその土地を貸してあげ  
たり、市を信用して、市に何かをしてもらうとい  
うことは、貴方にとっては、あり得る。その  
地主側も市長がその意向を知らずして、我々の  
損失をこうして、ある場合は、市の責任をもち、考  
えたい。その場合は、この種の信頼がある  
はずである。その信頼があるから、市  
から、その契約者の法的な違反は、聞か  
ない。最初から、市長が、その責任  
を負うのは、その種の考え方に、あつた  
ところである。その辺の誠意と、市の責任感  
を、今から、よく、説明する。

市 長

その場合は、その種の、初めから、考  
えたい。道義的責任は、当然あると思  
います。

11 審

大分市の道義的責任というものは、それはあくまでも  
主損失というものは、金銭的損失に過ぎないという  
事。道義的の責任というものは、あくまでも地主に對  
して、損失を与えようとして、貸賃人に對して、損害を  
与えようとするもの。私に道義的の責任がとれ  
ないという事。怯弱にも道義的にもその事がある  
とすると、その責任はとれない。市会は今  
現在、考えておられるべきです。

市 長

十分の市の地主に對して、その事をどうするかは  
私に十分の話し合つておられると思つて居ます。

11 着

誰かが、誰か合共有は、私は、市販は勝  
 年で有りませ。どなたでもこれは誰か合  
 いたる長いと思ひます。と云ふが、私が聞いて  
 いたのは、この契約書は既に市販は契約  
 と言つておりました。財源法に違反しているから  
 これは契約と言つておりました。契約で成つて  
 いたのは、私は有部で成つては成りませぬ。  
 これは或は民法上成りませぬと市販は言  
 へておりましたけれども、成りませぬと云ふ  
 事、私は、これを却て全無問題にして  
 云ふが、もしこれが契約と成る場合は、  
 債権人は成りませぬ。おれらに成りませぬ  
 債権人は、もし一債権人が成りませぬ  
 市販は成りませぬと云ふと成りませぬの責任  
 が成りませぬ。或は又貴方が成りませぬ  
 成りませぬ。責任を成りませぬが考へて成りませぬ  
 成りませぬ。道義的責任は成りませぬ。

12 着

成りませぬ。申し上げませぬ通り、十分に地主に成  
 りませぬ迷惑を成りませぬと云ふて成りませぬ  
 思ひませぬ。

13 着

成りませぬ。成りませぬ。迷惑を成りませぬと云ふ措置  
 成りませぬ。保証は成りませぬと云ふ成りませぬ。  
 成りませぬ。成りませぬ。成りませぬ。成りませぬ。成りませぬ。

